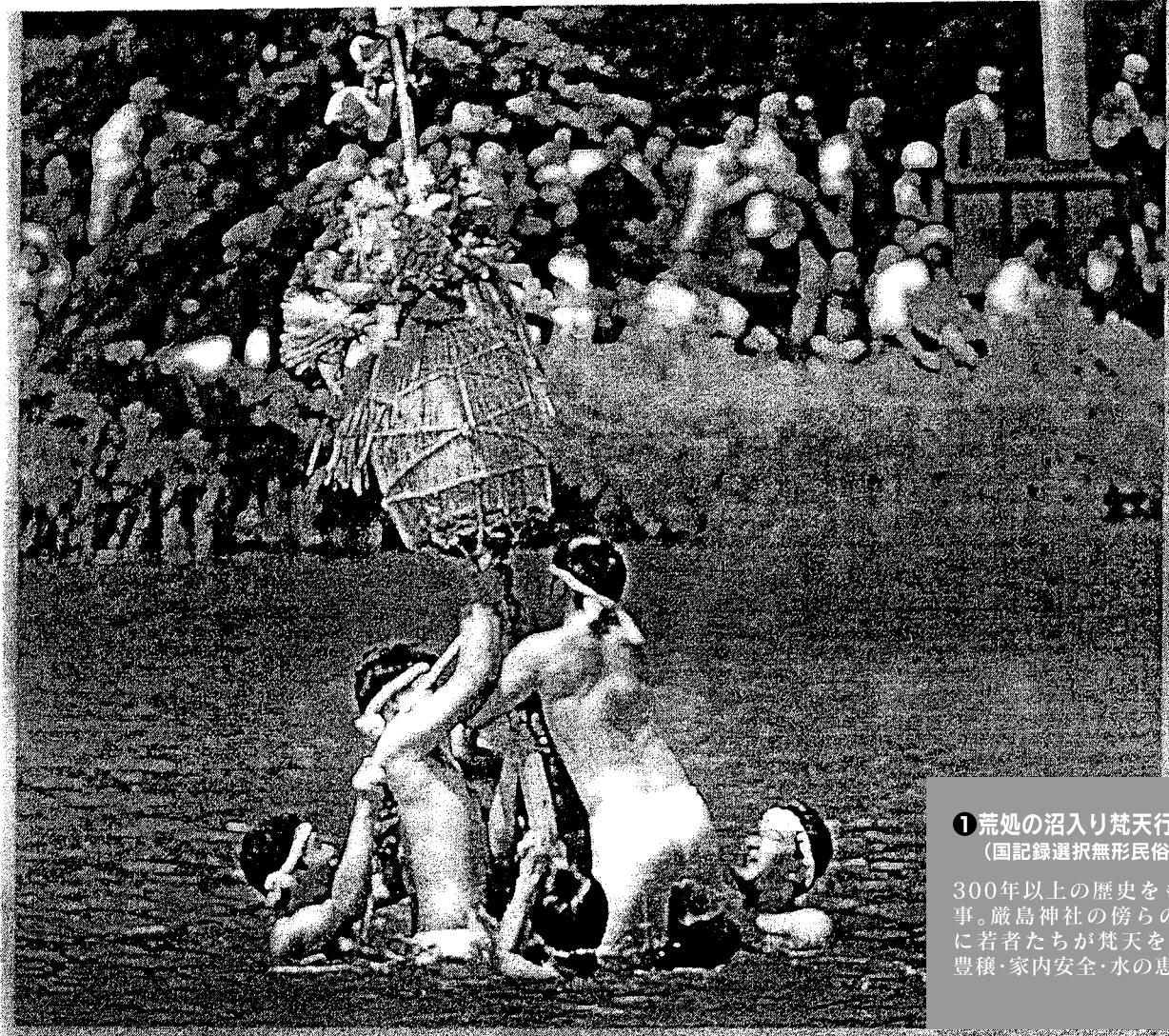


一、「沿入り梵天」と“野御扶持方”新鑿き



①荒廃の沿入り梵天行事(5月1日)
(国記録選択無形民俗文化財)

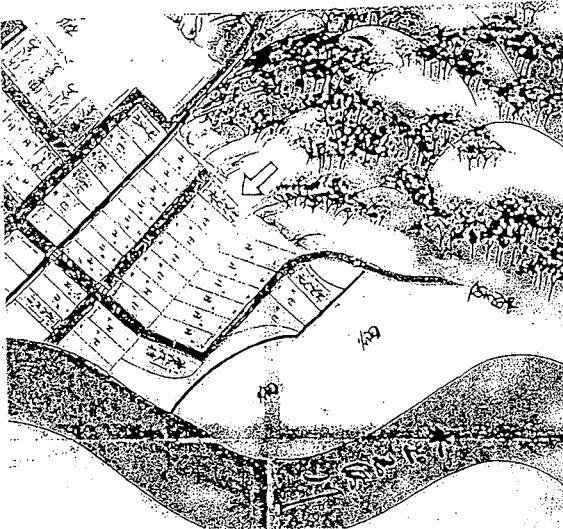
300年以上の歴史をもつ民俗行事。厳島神社の傍らの弁財天沼に若者たちが梵天を立て、五穀豊穣・家内安全・水の恵みを祈る。

はじめに

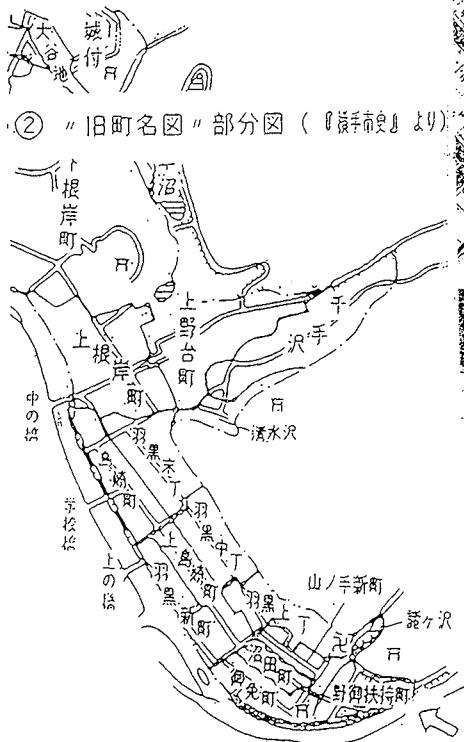
もと「野御扶持町」(のじゆくまち)は愛宕山に近く、東側がすぐ山、西側が旭川ですぐ土手、こぢんまりとした「山と川のある町」といえるほどで、その奥に市の浄水場のある町です。旭川(横手川)が本郷橋を抜け、山にぶつかり、その浸食で出来た断崖邊がヘグリと呼ばれ、そこに近いので昔はヘグリ町とも言われたところです。

享保十三年(一七二八)の「横手絵図」には、モロコ沢から流れる堰の小さな橋をわたってすぐに、「野御扶持町」三十九の屋敷割りがみられるのですが、実際にはとても無理かと思われるほどに狭い町といえます。

① 『横手絵図』部分図(享保13年(1728)より)



○ もと「野御扶持町」位置図



しかし、この町は、「秋田県の近世における新田開発史上、特異な例」（『平鹿町史』）として高い評価を誇れる歴史を背負った町として知られています。ところが、こうした歴史的な意味などそっちのけで、便宜主義（あることをするのに都合のよいこと。便利なこと。）の名を借りた「新住居表示／昭40年義」によって、このあたり一帯をひろく「上内町」と改称、歴史的な意味など切り捨てられてしまつた町になつています。

この「野御扶持町」という町名の起りが、平鹿町醍醐字新処（あらどし）に伝わる「沼入り梵天」とふかいかかわりをもつてゐることは、あまり知られていないようです。合併前の市の一一番南端、栄地区の新藤・桜沢・外ノ目集落の西側に、この平鹿町醍醐の樋の口があります。ここには古い時代、「樋ノ口城」があったといわれ、歴史をもつた集落です。昔は樋の口村と呼ばれ、沼のあるその一集落が新処です（荒処とも書かれようです）。

「沼入り梵天」は毎年五月一日が祭日、平鹿町の地元をはじめ近隣町村からの見物客でにぎわいます。この「沼入り梵天」について「平鹿町の指定文化財」（平鹿町教育委員会編）という小冊子に次のようない記載があります。

* 「平鹿町の指定文化財」

- ・番号(1) • 指定者／秋田県
- 種別 民俗文化財 • 指定月日 昭和58年12・16
- 名称 荒処の沼入り梵天行事
- 所在地／伝承地 平鹿町醍醐字荒処
- 管理責任者 荒処沼入り梵天保存会

これによると平鹿町の指定文化財は20あります。県指定4、町指定15。そのNo.(1)が、県指定の「沼入り梵天」となっています。県指定の「無形民俗文化財」というのですから、たいへん貴重な文化財といえましょう。次の写真入りの記事は、平鹿町広報紙「ひらか」（2003年9月）よりの転載です。ここでの記事では、「野御扶持町」とのかかわりについては省略されていますが、文中の「…沼のそばにある厳島神社に約三百年以上

伝わる…」とあって、古い歴史をもつものであることを紹介しています。

五穀豊穣、家内安全を祈願

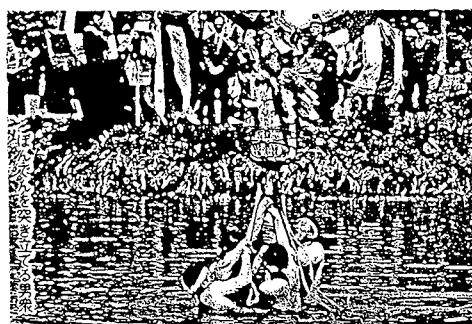
沼入りほんでん

醍醐荒廃集落の弁財天沼で五月

を祈願するものです。

日、「沼入りほんでん」が行わ
れました。
この祭りは、沼のそばにある嚴
島神社に約三百年以上前から伝わ
るとされる伝統行事で、昭和六十
三年に県の無形民俗文化財に指定
されています。厄年を迎えた人や
結婚、初めて子どもが誕生した家
などから男女衆が参加する習わしで、
長さ四メートルほどの杉丸太に福
儀を飾ったばんでんを沼の中心に
突き立て五穀豊穣、家内安全など

この日は、晴天に恵まれたもの
の肌寒い風が吹く中、ねじり鉢巻
に下帯姿の五人の男衆がばんでん
を抱いて笛や太鼓、はら貝に合わ
せて集落内を練り歩き、沼のほと
りに設けられた祭壇でお祓いを受
けたあと沼の中央へ。ぬかるむ足
場で肩まで水につかりながら声を
掛け合い、丸太に結んだ縄を引い
てばんでんを突き立てるなど、見守っ
ていた大勢の見物客から一齊に拍
手が送られました。



の「沼入り梵天」は、沼の工事とふかくかかわりをもち、沼を大き
く深くすることで用水を蓄え、新墾き（新田開発）に取り組んだのが
「野扶持」方（衆）のまちだ三十人であったのです。あとに「野御扶持」
方となるのですが、もともとは佐竹氏に仕えた家臣たちであり、常陸（ひ
たち）今（茨城県の大部）から、主君の国替え（慶七年／一六〇二）のあと秋田に入ったと
いわれます。十年ほど遅れての下秋であつたため奉公が許可されず、ま
ずはそこからの辛苦の日々をおくらねばならなかつたのですが、元和元
年（一六一五）に下樋口の新墾き（新田開発）の許可がおり、欣喜雀躍、一致
団結を誓い合つた、その初心が、「沼入り梵天」を生んだものといえる
でしょ。

沼の岸に小高い丘があり、お宮が建っています。

「…このあらとこ村も、むかしは弁財天村といひて いと
いと古キ弁財天の靈像ありしが、みな朽にくちて残れり、
みたらしの池もいとあせ、御堂もいたくこぼれもありし
を野御扶持方再興あり。」

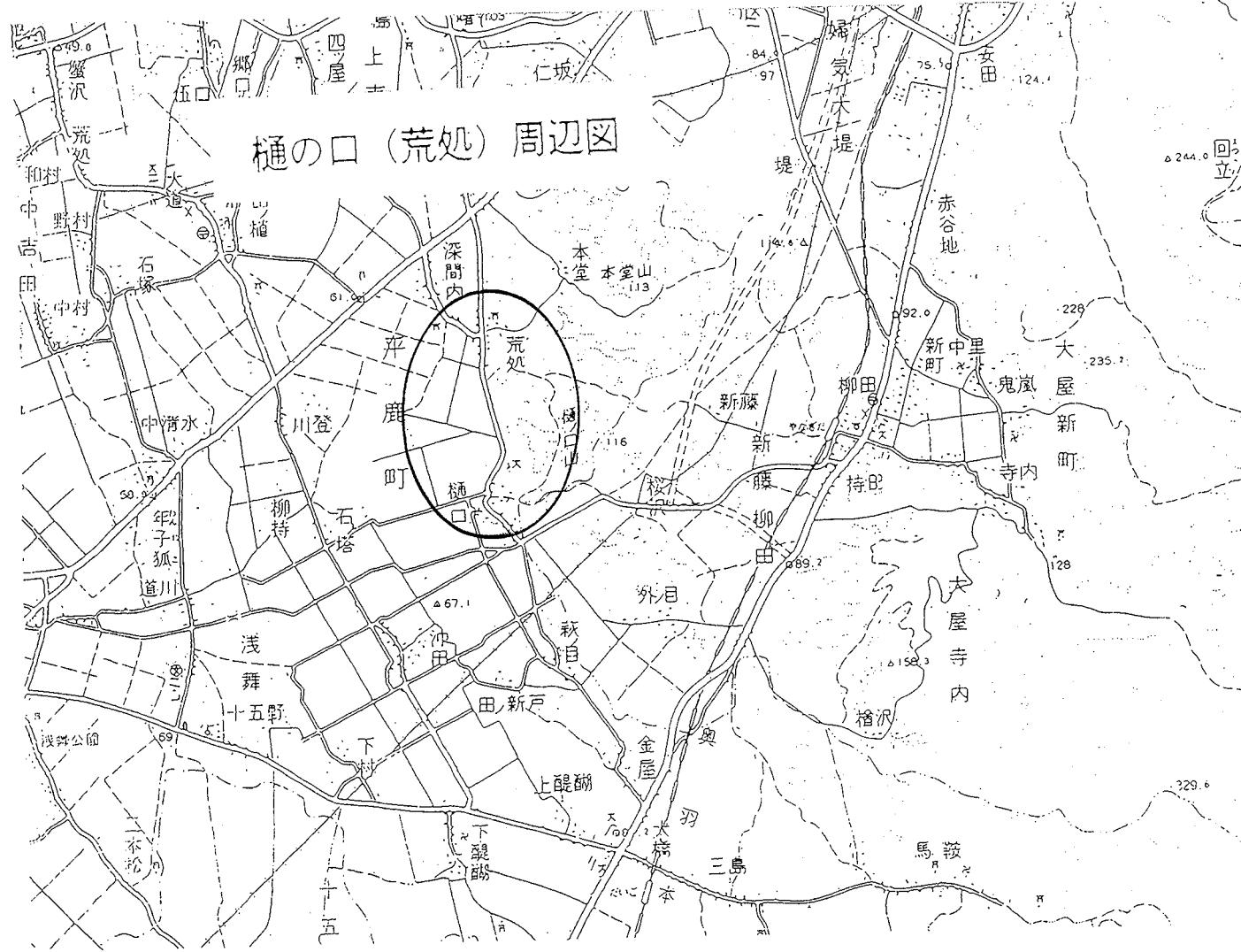
（『雪の出羽路』＝下樋口村里長佐藤氏系譜へ

佐藤理右衛門信豊聞キ書キ）の項より）

弁財天の沼も、その神像も、「野御扶持方」とのつよいつながりを持

ち、それが今に語り継がれるなど、「約三百年以上伝わる」という、決して誇張ではない歴史が生きているのです。

沼をわたる風、そのさざなみの音に耳すまして、少しばかりの散歩にでかけてみることにします。



す。さらにその次の「神社」の項には、「弁財天女社」と、「西南に大沼ありて」とがつづきます。これらは別々に記述されていて、そのかかわりについては触れられていないようです。

* 下樋口村

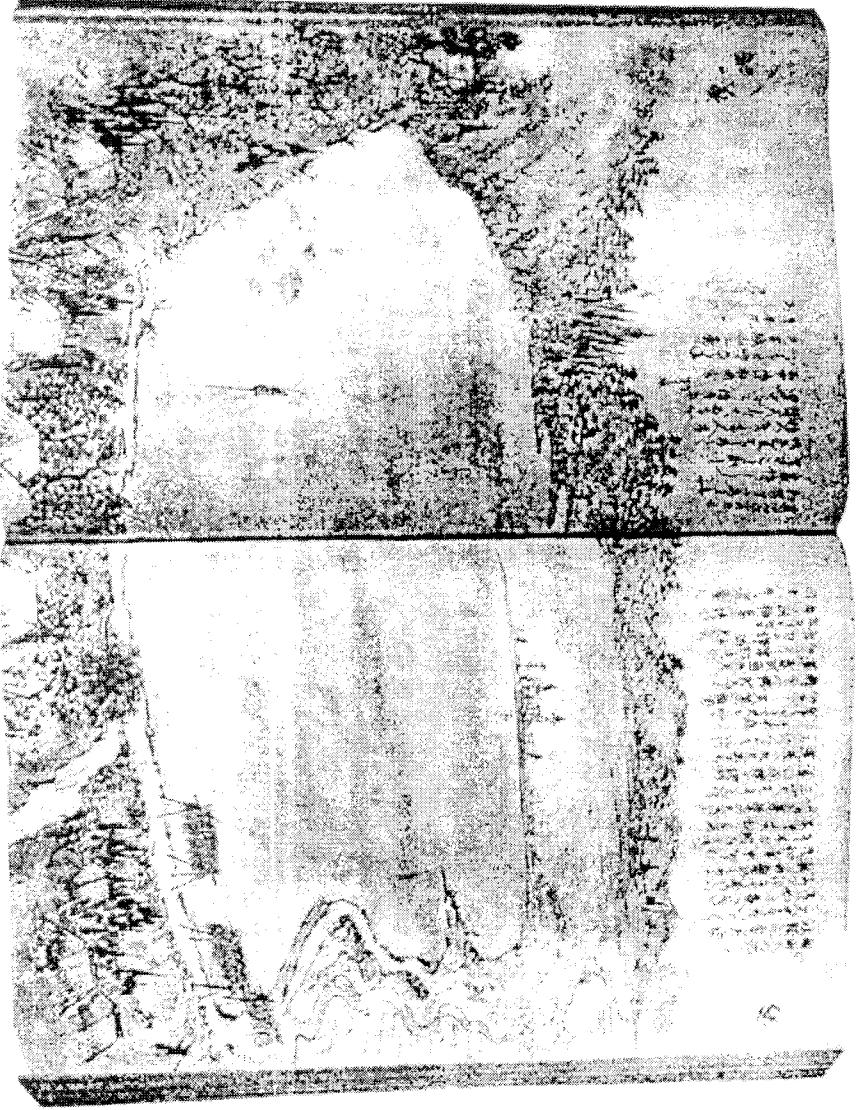
○此村東は中山を経て大屋村、西は客殿薊谷地村、南は外ノ目村、北は上吉田村也。享保郡邑記ニ ○下樋口村
家員廿四軒 五千石有り ○内野目村同三軒、古館村有故村名二象ル。此内野、今は村なし、○新所むら同廿軒 金五石
先には弁財天堂有之故弁財天村ト云フ、下樋口村肝煎
弥惣 野御扶持忠進開仕候ニ付 新処村と改ト云。(中略)

* 神社

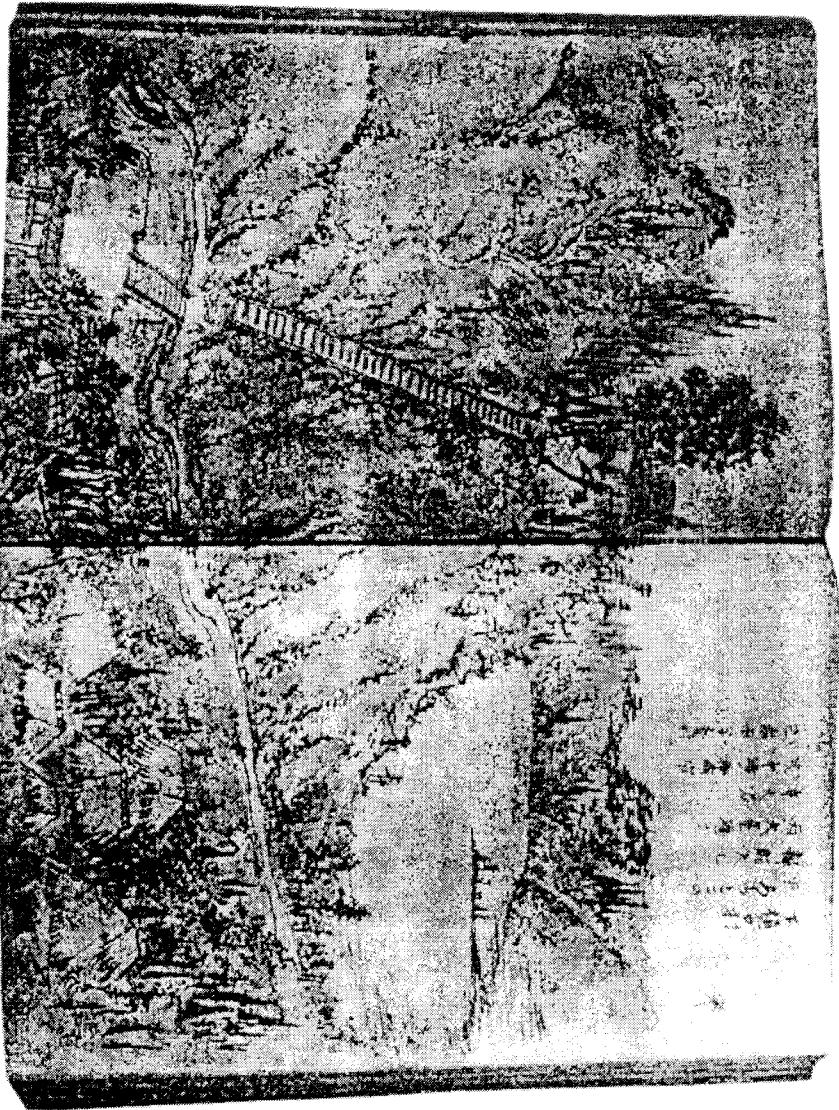
○弁財天女社 あらとこ村にませり。祭日三月十七日、
別当不動院。此村の西南に大沼ありて、百五拾石の
水田の水上也。
(中略)

『雪の出羽路』による「下樋口村」の項での「野御扶持」方(衆)とかかわりの要点は、「下樋の口村の肝煎弥惣・野御扶持方(衆)との忠進開(新田墾)によって、もとの弁財天村を「新処村」と改めた」と読む事が出来ましょう。『忠進開』(ちゅうしんかい)は、ここでは「新田墾」(しんでんけん)の意にとらえて、まず先に進むことにします。「野御扶持」がはじめて出て来るのですが、ここではかかわりの深い「弁財天堂一大沼」について、おなじ『雪の出羽路』の絵図に書かれてある次の一文に進むことにします。(次ページの資料参照)

「弁財天の池とて永禄、元亀、天正のころまではいといとささやかにふかき水沼にてありしを、新田墾のために元和年中ならむ、ささ木氏、堤百廿間あまり築き起しきぬ。此池の蓮葉の大きさ三、四尺ばかりといえり。近江国桜が池の蓮茎は九尺ある一丈余なるもありといへり。



○雪の出羽路（菅江真澄、平鹿郡十一から）辻吉氏蔵（秋田市）上下とも



それに応じて葉もまた大きやかなるべし。天竺の祇園精舎の仏池なる蓮葉の亘九尺なるよし、津村氏の書ける潭海に見えたり。

三月十七日弁天の神事終りて、同十八日は沼祭り也。其沼祭りの日に初婿、またあらたに家作りし人、またこと処より此邑にはじめて住つきたる人は、梵天とて大ぬさをもて、さばかり深き処にさしぬ

古い時代の「弁財天の池」が説明されているのといっしょに、「新田墾」（しんたくみ）とのかかわりが明らかにされています。

まず、永禄（一五八～一六〇）、元亀（一五七〇～一七三）、天正（一五七三～一九一）といつた戦国期には「いとさきやかにふかき沼」であったものを、元和のころ（一六一五～一三三）、新田墾（新田開発）のために「百間あまり」の堤に築き直した…と絵図で説明しています。恐らくしせんに出来た小さい沼だったものを堤防工事をすることで大きな沼にしたというわけです。人間の手を加える大工事ということは当時としては大変なことだったでしょう。

文中に「さき木氏」が出てきます。どんな人だったのでしょうか。この絵図でも触れられてはいないのですが、「荒処の沼入り梵天」（平野町斎賀繪）では次のように推測します。さすがの推測です。

○水害にならぬように沼の工事は抜群の技術を要した。土手の下を流れる小川をつくり、住宅地に増水しても流されぬような配慮がなされているのに驚く。

文中、佐々木氏とあるが、堤防工事の責任者と思われ、沼工事の技術屋をさしていると思う。偶然かも知れないが、沼の東方にある五大尊社の正面の紋が佐々木氏の紋章であるのに何かつながらりがあるのか、古老人に聞いてもわからなかつた。

「佐々木氏」は堤防工事の責任者・技術者であつたと推測しています。元和のころ、関東から来た人たちの中には、当然、こうした技術を持つていたと考えられます。横手川を改修して、本町辺をひろくし、武士

集団を新しく住まわせたと言われますから、そうした技術は関東の人たちの進取性にささえられたものであつたに違ひありません。それでは沼の堤防工事を押し進めた人たちはだれだったのか。その人たちこそ、新開きにとりかかろうとする「野御扶持」の人たちであつたのです。

ここでは、もう少し「佐々木氏」につながるのでないかと思われる次の記述を見てみます。『雪の出羽路』の同じ下樋の口村の項の「肝煎佐藤氏系譜」のなかの一文です。

「（○佐藤理右衛門信豊聞キ書キ）……また此あらとこむらも、むかしは弁財天村といひていといと古キ弁天の靈像ありしが、みな朽にくちて残れり、みたらしの池もいと褪せ、御堂もいたくこぼれてありしを野御扶持方再興あり。又佐藤与三が功あれば村の名も新処と改めたり。弁財天の神形みだはよしもありし人の御作なシにて、いくばくのとし経てかくたちたりてけむかし。又一寸八分の紫銅からぶねの盧遮那仏あり、こは弁天の別当不動院の上祖、二世福王院梅栄の親なるもの常陸ノ国より持来りし仏也。（後略）」

要点をかいづまんでみます。

- ①あらとこ村は、昔、弁財天村といつたこと。たいへんに古い弁財天の靈像、池（沼）、御堂までも朽ち荒れていたのを野御扶持方が再興したこと。
- ②肝煎佐藤与三（惣）が功あれば（新田墾の）、村の名を新処（あらと）としたこと。
- ③弁財天の御形みだはすぐれたものだが、あまりにも古く、それに一寸八分の紫銅からぶねの盧遮那仏ろしゃなぶつがあつて、これは別當不動院の上祖が常陸の国から持ってきたものという。

堤防工事の工事責任者が「佐々木氏」であり、弁財天堂の別當不動院だったのでないかと思われます。このことは不明です。このことを確証するだけの史料も見当たらないのは残念ですが、ここで確認しておきた

いのは肝煎弥惣（ここでは与三〈惣〉）の力を借り、沼の堤防工事を完成させ、新田墾（しんでんびらき）にとりかかったのが、のちに「野御扶持」方と呼ばれる人たちであったということです。それに、別当不動院（佐々木氏？）は常陸から来た人であるといっていますから、おなじ常陸からきた「野御扶持」方との強いつながりのあつたことは確実だったことでしょう。

沼入り梵天のその昔は、「沼祭りの日には初婚、またあらたに家つくりし人、またこと処より此邑にはじめて住みついたる人は、梵天とて大ぬさをもて、さばかり深き処にさしぬ」とあるように、沼入り梵天のその主役は、その誰もが若々しいうえに、これからという発展を無限に背負っている人たちであるといえます。棒を突き刺すことの始まりは、完成した沼の深さを確認するための工事の最終的な作業として、一番深いところへ杭を立てて水深を測ったことが、神事プラス祭礼としての意味を今日につたえているものと考えることが出来ましょう。

この沼入り梵天は、あとでそういうわれるようになる「野御扶持方」の人達の、新墾（しんびらき）への並々ならぬ決意と、その祈りを象徴している祭りといえましょう。

(2) 野御扶持方による新田墾きの歩み

新田開発の困難さは、まずもって用水の確保にあります。樋の口村は川に頼ることは不可能だったでしょうし、そこで沼による用水確保が先決となり、沼の弁財天に願をかけた当然の帰結といえます。沼の深さは新田開発の広さにかかります。沼の一番深いところへ「大ぬさ」（御幣〈ごひ）をたて水の神に祈った「沼入り梵天」の原型がしのばれるとうもののです。

こうして野御扶持方の新田開発が始まっています。野や荒れ地を切り開くのに鉄一丁にたよるしかかなかつた時代、野御扶持方の集団の力によるところ大きかつただろうと思われます。ですから、この下樋の口村における新田開発事業について、『平鹿町史』はつきのように言い切っています。「：弁財天沼に重大なかかわりのある、近世における開発事業として秋田県内でも特異な例：」として大きな驚嘆をこめ、その歴史的な意味を評価します。

ここでは、まず、その野御扶持町方のじかの声を聞くことから始めることがあります。

次の「口上之覚」（こうじょうのあほく）を書いたのは野御扶持方の代表のひとりで、願いを役所宛てに差し出した文書の控えかと思われます。書かれた年代はずっとくだって、「文政十亥年（ハモ）三月」とあります（「横手郷土史資料」第20号／「野御扶持方開拓文書」より）。

口 上 之 覚

私共先祖之者共 於常陸御足輕御奉公相勤罷有
慶長年中御国替之節 十年程過候て御跡奉慕
御当國へ罷下 元形御奉公相勤申度段 御願申
上候得共相濟不申 元和年中樋口村吉田村にて
御意御指紙被下置 自分物入を以 新田開發仕
罷在候……

「覚」の前段部分の引用です。前段部分の要点は二つ。

- ① 私共の先祖は常陸（ひたち 今の茨城県の大部分）の国で御足軽として勤めていましたが、慶長年中、国替のとき、十年程あとに秋田へ來たこと。その遅れのため御奉公がかなわなかつたこと。
- ② それで、元和年中（ハモ（一三））、御指紙（おきしき／開発許可証）があり、自分らの費用と力で新田開発にとりかかつたこと。

つまり、野御扶持方の歴史がここから始まっていくことを述べています。まず、佐竹氏が秋田へ国替えになつたのが慶長七年（一六〇二）、それか

ら十年遅れて秋田に来たとされますから、それは慶長十九年（一六一四）にあたるでしょう。御指紙（開発許可証）のするのが元和元年（一六一五）、野御扶持方はこうして動き出して行くのですが、このことの発端について、『雪の出羽路』の下樋ノ口村の項、「里長さとおき 佐藤氏系譜」では次のように記述しています。

○六代昭信（弥惣／隠居因幡）

……（慶長）同七しち月御遷封の後、今の野御扶持方御本國おほぞの下向、樋口住居して上遠野隱岐守秀宗（おとおのおきのかみひざね）にて、本の如く奉仕せむ事を告訴すと云へど許容なし。

秀宗の吹舉に因て、元和元年九月十五日、其首人（かしら）助兵衛、与惣兵衛、及び弥惣等へ、御執政向右近太夫宣政おんじょうの御指紙を以て、樋口、吉田 開墾の地を賜フ。其言曰、開キ次第告訴すべく、加恩に宛べき、上意の旨を述、後年連々開墾して百六拾石余に及べり……

樋ノ口村肝煎佐藤弥惣と野御扶持方とのかかわりのつよい部分を引用したのですが、ここでの要点は二つ。

① 上遠野隱岐守秀宗の力を借りて、もとのよう御奉公を願つたが許されなかつたこと。

② それでも秀宗の推举により、元和元年（一六一五）首人（かしら）助兵衛・与惣兵衛・および弥惣へ藩家老向宣政より「御指紙」（おきぶみ／開発許可証）があり、樋ノ口、吉田の開墾の地を拝領したこと。

「」ではどうしても、「」に出てくる人はどのような人であったのか、について触れてみるとします。

まず、上遠野秀宗からみていきます。

『横手郷土史』の「大阪冬の陣出征」の項に、横手から参陣した人の一覧に、「上遠野隱岐守」がみえるので、横手に住んでいたことがわかります。古い時代の「城下絵図」の羽黒町の屋敷割に「上遠野」がみられます。現在の南小学校のプールのあるあたりといえます。城代伊達参

河守の次の次に名まえがあるので上級の士族であつたものでしょう。この上遠野氏は常陸時代、野御扶持方の上司であつた人かも知れません。あとこの代になつても、「上遠野のご隠居様」と丁重なことばが使われるなど、この人とのかわりの深さは特別なものがあるようです。

次に、向氏です。「御指紙」をだした藩家老向右近太夫宣政という人は、慶長七年十月には横手城搦手城代を勤め、翌年、秋田に移り家老職についた、と『横手郷土史』にあります。横手とは関係の深い人ですから、もう少し探ってみましょう。

* 向氏 あいじ 岩代 いわじろ 国白川郡羽黒館（現福島県東白川郡塙町）に、二五六九年（天正七）以来、居を構えた向右近宣政が、二六〇一年（慶長七）佐竹氏の秋田移封に伴い横手搦手城代に任命された。翌年、藩の家老（禄四〇石）となり、その子清兵衛政次が横手搦手城代の跡を継いだ。：以来、明治維新までに家老職を勤めた者六人を出した秋田藩の名家。：幕末に、小鷹狩源太（向氏の別名）の家中には組下一一〇人。支配は、足軽二五人、種子島打ち一二人。野御扶持方足軽二九人、御使番三人、御升取一人である（「羽陰分限帳」）。ほかに横手在住の迎氏がいるが、向氏の別家である。家紋は上り藤。横手羽黒の傑作山桃雲寺（淨土宗）は向宣政開基の寺院である。
（伊沢慶治）

（「秋田大百科事典」）

「羽黒御足輕」とか「横手羽黒野御扶持方」といれるように、「羽黒」という呼び方が古い文書などによく使われるのも、この向氏とのかかわりあってのことだったことがわかります。それに桃雲寺が向氏開基の寺であることも「羽黒」とふかくかかわっていることがわかります。

上遠野隱岐守秀宗の推挙を得て、藩家老向右近太夫宣政から、野御扶持方の人達が待ちに待つていた宿願の「御指紙」（おぎせき）がおりることになります。〈開墾の地を扶持にする〉ことが出来ることで、「野扶持」（のぎせき）とされ、やがて「野御扶持」（のぎぎせき）となつたわけです。古い檢

地帳では「野扶持」とあります。

こうして宿願の新田開発が始まついくわけです。

その「御指紙」について見ておきます。

樋口村よし田村之内にて新開可仕候由
相心得候 本田さはりに成候はぬ處を
可相開候 開次第に可致披露 加増に
可被下置由 御意にて候 仍て如件

元和元年九月十五日

向 右 近

羽黒惣御足輕

頭 助 兵 衛
頭 与 惣 兵 衛
肝 煎 弥 惣

（「横手郷土史資料 第46号」「より」）

読みやすいようにしてみます。

樋口村、吉田村の内にて新開（しんびらき）
つかまつるべく候よし、相心得候。本
田（もとひた）のさわりになり候わぬ處
（よの）を相開くべく候。開き次第に披
露いたすべく候。加増に下しおかれる
べく御意（ごよい）に候。仍て如件（ようじけん）
べの（いせん）

あちこちにみられる指紙も、これと同じような形式で大きくなは違わないのですが、「開き次第に報告するように。加増との御意」という後段

が、いかにも指紙のもつ原型（古いかたち）を示しているようにあることができます。このなかの「御意（ぎょい）に候」（藩主のお指図、仰せ）というこの一語、このひとことに野御扶持衆は感泣したのではないかと思われてなりません。なぜならば、奉公もかなわず、見放されていた彼らに、藩主じきじきの「御意」が下されたのですから、感きわまり、欣喜雀躍、新墾きへの一致團結を誓いあつたに違ひありません。

指紙の受け手が三人というのも珍しいのですが、樋の口村肝煎・弥惣（佐藤昭信）はわかるとして、「羽黒惣御足軽・頭」の「助兵衛」（与惣兵衛）の二人は、あとの野御扶持衆となる人たちの頭だったのでしょうか。野御扶持衆の名前の出る古い検地帳にもこの二人の名前は見えないでの、字義どおりの「羽黒」全体の御足軽・頭だったと考えられます。これまで、野御扶持方の新田墾きの出発にかかるうごきを見てきたのですが、その後のうごきを、もう一度みてみるとひとつでいってたいやんな辛苦の連続であつたことがわかります。『雪の出羽路』の「里長佐藤氏系譜」の十六代の「佐藤理右衛門信豊聞キ書キ」での野御扶持方の記述は、よくまとまつたものですから、次にあげてみます。上段が原文、下段は野御扶持方分についての年表風なまとめです。

* 「佐藤信豊聞キ書キ」

下段＝野御扶持方分のまとめ

（年表風に）

…昔、常陸ノ国羽黒町といふ
処に九十人の足軽組ありしが、
慶長七年（一六〇二）御遷封の時御

供して十三人此秋田に来る。

かして後十年といふに、また七

十九人の足軽、おほむ跡を慕い

奉りて此国に来れど、それと御

奉公のよるべもあらで、すべな
う横手山内に入りて樵夫（きこう）
、炭焼の業をして日を送りぬ。

かくて、おなじ年十九年には大

かなかつた。

・慶長七年（一六〇二）、倭艮菴（くにゆき）

・慶長十七年（一六二二）十年遅れて半
次の御足軽が秋田に来る。し

かし、ご奉公かなわず、横手
をたよって来た人たちは横手
山内に入つて樵夫、炭焼きの
仕事などをして日をおくるし

阪御陣ぶれありて世の中ゆすり
みちて、此とき君の御供して八
人は大阪の御陣へ出たちぬ。

かくて後、此御陣の御供せし八

人と常陸より御供せし十三人と
合せて二十一人は功者とて、寛

永年中、家士(ともひと)にめしたて

られたり。残りつる人とらは弥

惣を憑(のぞ)て新田の開墾(ひらき)に

かかりて、上下樋ノ口、三吉田

の水田(いなだ)開きつれど、貸乏(ふらき)

たるものしければ是をそれぞれに

售(うら)なして、残れる地の田百

六十石ありし新田に正保(一西七)

のころ検地御竿入りわたりて、
野御扶持方とて知行たまわりぬ。

かかる野御扶持の者三拾人、此

下樋ノ口村のここかしこに家居

して住たりしが、横手根岸町の
御米庫(こしや)の番仰付けられて、

そが中より二人づ、三十日交代

して勤めけれど、道のほども隔

く(だ)りわづらはしければ延宝(一六七五)

年に願を達てやをら諾(う

ばき)たまへば、おなじとし五年

より八年に及びてみな横手に引

きうつり、経繩(えさ)といふ地

(じ)に栖居(すみ)り。さりけれ

ば今そこを野御扶持町(のじゆぢまち)

といふといへり。其野御扶持人

卅人が住し跡は新処の人ところ

・ 大阪冬の陣／御陣ぶれ(寛永十九年)

ききの八人と、常陸からお供した十三人會わせ二十一人
功あつて土分に取り立て(寛永年中)。

・ 元和元年(一六二五)、「野御扶持方」に御指
紙(開発許証)出る。篠崎惣にたのみ新田開墾にか
かる。

・ 正保四年(一六七七)新田開発により
「野御扶持方」として知行認

められ、郷士的存続して下樋ノ
口村に移住。

- ・ 延宝三年(一六七五)野御扶持の者三
十人、横手根岸町の御米蔵番
となり、ヘグリ町に移住。
- ・ さらに検地／新田開発進む。

○ 延宝五年(一六七七)

○ 宝永五年(一七〇八)

○ 享保七年(一七二三)

○ „十二年(一七二七)

○ 明和五年(一七六八)

○ 寛政八年(一七九六)

* (次の(3)の項より挿入)

どころに住み、また旗幅(はたひら)

山の麓辺、今は田となりてあん

なり。しか其卅人の野御扶持等に

に文化三年に鉄砲わたりて、野

御扶持御足輕と呼びぬ。卅人の

外廿一家士となれるは御免町

に家居し、残る卅九人は世に住

みわび、土民(だつべい はづくら) あ

るいは町人(まちひと)となりて、な

にくれかにくれのわざせり。

(略)

・文政十一年(一八二八)

「検地願出」のため久保田へ

(今野茂助)

新墾きにいどむ野御扶持方のうごきをまとめてみます。

常陸から十年遅れて横手入りし、「指紙」の出るのが元和元年(一六一五)、感泣の涙といっしょに新墾きを誓いあつたのが、下秋から三年目。この三年間、山内に入つて樵夫、炭焼きをして生計を立てたというのですから、まずはその辛苦からの出発だったということができます。

正保四年(一六四七)、新田墾きの成果がようやく「野御扶持方」として認められ、郷士的存在として下樋の口村に落ち着くまで、「指紙」がおいてからでさえ三十二年目。『自分物入り』で、「御意」への報恩の鍵をふるい、「上下樋ノロ、三吉田の水田開きつれど、貸乏(だまひき)しければ、これをそれぞれ売りなして』という辛苦がつづくのをみます。それでも野御扶持方の集団的結束は固く強く、正保四年の検地では新墾き百六十石が公的に認知をうけます。百六十石というそれこそ粒々辛苦の結果そのものに野御扶持方の集団的結束のくずれることのない強さを知られます。

延宝三年(一六七五)、根岸町御米蔵番を二人づつ三十日交代を命じられ、ヘグリ町に移住。それがもとの野御扶持町になつたわけです。

下秋から六十三年目、「指紙」がおりてからでさえ六十年ですから、たいへんな辛苦のあしあとを示すものといえましょう。

・文化三年(一六〇六)、野御扶持等に
鉄砲わたり、野御扶持御足輕

とも呼ばれる。

(3) 檢地帳による野御扶持方開発高

野御扶持方の困苦に満ちた新田開発の結果・成果を、その残された下樋口村検地帳から拾つてみると次のようです。

まず、「検地」というのは、その村の田・畠・屋敷などの土地を調べることと、その土地の生産者である百姓（名請人）なしきんを調べることで、その記録されたものを「検地帳」といいます。

そこで、下樋口村の野御扶持分（この検地帳では「野扶持」）について、『平鹿町史』の「野御扶持開」の項にくわしいので、ここではそこからの引用です。

正保四年（一六七七）の野御扶持方の新田開発高のくわしい記録は残されていないようですが、さいわい延宝五年（一六七七）の検地帳が残されており、その考察資料は次のとおりです。開発高のひとりひとり分をみることができます。できる貴重なものですが、ここでは、まずその全体をみることにします。

延宝五年の検地帳では、下樋口村の野御扶持分は、

上田	（じょうだん）	六升
中田	（ちゅうだん）	一八石八斗九升五合
下田	（げだん）	三一石九升九合
下々田	（げげだん）	一八石四斗五升九合

上畠	（じょうばたけ）	八斗六升七合
中畠	（ちゅうばたけ）	三石一斗二升七合
下畠	（げばたけ）	三石一斗一升四合
下々畠	（げげばたけ）	六石八斗九升五合

屋敷
一石五斗八升一合

計 六六四筆 八二石五斗一升六合

村高の約八分の一に及び、下樋口村の全名請人八八人中七七人までが、面積の大小はあるが、野御扶持分として耕作して居り、野御扶持方との関係の深さが知れる。

検地帳には、ただ田畠の面積を測るだけでなく、その田畠の土地条件のよしあし＝「田位」で、も決め、「上、中、下、下々」の四等級に区分けされており、下樋口村の野御扶持分の開発の実態がよく示されているのがわかります。やはり、田畠とともに「上」は少なく、どうしても土地条件としてはよくない、「下」の多いのがわかります。畠は「下々」の多いのがわかり、土地条件の悪いところは、畠にするしかなかつたものでしきう。そこにも開発のきびしさを見ることができるというものです。

「計六六四筆」は、一枚一枚の開発田地（田・畠）の野御扶持分の総数です。面積の大小は別として、六六四の田・畠が開発されたことを示すもので、それが、「野御扶持分として耕作しており…」と考察しておりますが、くわしいことはわかりかねます。

次表「給人と百姓関係」（「露書」）がありますが、さきの下樋口村の検地帳の分析からのものとみられます。

「給人」とは、指紙をもち、ここでのばあい、資金を出して耕作者に耕作を頼む、その土地の開発主とされます。耕作者（百姓）からみれば、給人はふつう、『親方』というつながりをもつわけです。「百姓」は耕作者を指し、検地帳では「名請人」とされてきたものです。

この表でのまとめ・分析は、一目瞭然というものです。

「給人」というかたちでの「野扶持」分の耕作者が七七人。「野扶持」は指紙をもち耕作権を与えられ、十分に士分格をあらわすもので、「郷士的存在」をあらわしているわけです。それに、「野扶持」方は、同時に耕作者でもあるわけで、こうした関係をこの表はみごとにあらわしているわけです。すぐれたまとめ・分析といえます。

ふつう、「野御扶持方三十人」とされますが、「野扶持」のもつ給人格を下樋口村の人たちに貸したかたちからの「七七人」であつたものとも考えられます。これについて、くわしいことはわかりませんが。

延宝五年は、野御扶持方に指紙がおりてから六二年もたち、下秋のときの人たちはすでに亡くなり、二代目、三代目という年代になるでしょうから、野御扶持方の力と共に、下樋口村の人たちとの関係のふかさが知られるというわけです。

ほかの給人との関係で、「野扶持」方をみてみると次のことがわかります。

○ 上遠野藤馬（名請人三三人のうち、「野扶持」方十七人。）

三郎右衛門、弥三郎、甚介、介左衛門、惣右衛門、六左衛門、拾郎左衛門、右馬丞、長兵衛、久左衛門、利右衛門、弥作、源拾郎、喜蔵、孫右衛門、不動院、明泉寺

○ 三栗谷数馬（名請人十七人のうち、「野扶持」方十五人。）

与兵衛、理助介、弥兵衛、久三郎、尾張、万吉、法兵衛、長右衛門、源兵衛、十蔵、右馬丞、与右衛門、二左衛門、寺、（十蔵）次右衛門

○ 緑川彦内（名請人十人のうち、「野扶持」方十人。）

与右衛門、長兵衛、九右衛門、長左衛門、形部、九左衛門、与作、与吉、弥作、次右衛門

○ 片野彦右衛門（名請人十八人のうち、「野扶持」方八人。）

長左衛門、形部、利右衛門、源拾郎、喜蔵、浅都、孫右衛門、三吉

耕作者の少ない給人については略。「野扶持」方は給人格を持ちなが

ら、そのうえになお、他の給人の耕作者となつて開発にいどんに來たことを示すものです。「野扶持」方の特異な存在を示す証左といえます。鍬一丁にかけた集団的結束の力、その辛苦のあしどりといえるものを見ることができるというものです。

「野扶持」方からの耕作者が一番多い給人が、上遠野藤馬ですが、下秋の折り世話になつた上遠野隱岐守秀宗の家系ではないかと考えられます。恩顧にむくいる野御扶持方の心意気を見ることができるというものです。が、くわしいことはわかりません。耕作者十人中、十人ともみな「野扶持」方とある緑川彦内は、もとは、「野御扶持方」のひとりだったようです。あとで功あって士分取り立てとなり、御免町に住んだようですが、関係のふかさが知られます。

この「野扶持」分にみられる耕作者のなかに、あとに野御扶持町に居を構えた人たち（あるいはその先祖）がいたと考えていいでしょう。あとで苗字を貰うことになるのですが、この時代はまだだつたわけで、明確なつながりを見出せないのはなんとも惜しいばかりです。

延宝の検地帳につづくつきの検地帳にも新田開発のたゆまない足跡を見ることができます。

その後も開墾はすすめられており、醸醸支所の検地帳からひろつてみると、享保十二年（一七二七）の下桶口村新開検地帳野御扶持分綴には、

・宝永五年（一七〇八）

田合八畝七歩

免四ツ五歩

分米合五斗七升六合

・享保七年（一七三三）

田畠八合畝五歩

免四ツ五歩

同分米二斗三升壱合

・享保十二年（一七三七）

右畝合二反二畝二六歩

免五ツ八歩

同分米合八斗七升壱合

外ニ八斗一升二合本畠引

とあり、明和五年(一七八六)の下樋口村新開検地帳・野御扶

持方分として、

免四ツ五歩

一、田高合 二畝拾歩

此分米壱斗六升三合

免五ツ八歩

一、屋敷高合 一反五畝八歩

此分米一石五斗二升七合

とあり、寛政八年(一七八六)の「今泉三右衛門支配所平鹿郡下樋口村本田本田並開打抜起返御検地帳」では、

畝合二町九畝四歩

分米合拾五石九斗五升三合

免五ツ八歩成

内五石二斗七升五合 起返地形入組打抜分

同拾石六斗七升八合 起返り

但石高向帶刀支配横手野御扶持手前物入を以起返
り御忠進申上候ニ付：

とあり、下樋口村において野御扶持方による逐次の注進
開がすすめられたことを知り得る。(「同書」)

まず、年代で追っかけてみると、

宝永五年(一七〇八)、享保七年(一七三二)、享保十二年(一七三七)

さらに、明和五年(一七八六)、寛政八年(一七八六)

と、検地のあるごとに、野御扶持方分の開発の成果が、その休むことのない取り組みの持続が記録されていくのを見ることができる、とされています。

そうした集団の力による新田開発の、そのあともつづけられていったことを残す、「開発許可の書付」(「横手郷土史資料第20号」「野御扶

持方開拓文書」）として、文政十二年（一八二九）の記録が示されています（「同書」）。その要点をみると次のようです。

御支配横手羽黒御扶持方願申上候は……平鹿郡上吉田村につっかけ野と申所開場所有之候故、右村方へ懸合候處、村方より別段差障無之趣申聞に有之候故、私共自分物入を以開發仕度存候

……字所津っかけ野開発には平鹿閑余水水取り、字所福島野開発には、朴田古堤手入開発仰付候ても差障無之候哉、御吟味被成置候処……野御扶持方における取立の儀に御座候へは別段差障無之申出候。

右之通御吟味の上字所朴田本田荒堤手入其外下樋口村余水平鹿閑水元に被下置候間御紙下開發可致候

右之御評議の上相済被仰渡候間此旨野御扶持方へ可被申渡候

（「同書」）

上吉田村つっかけ野、また同村福島野の開発願いを差し出し、それが許可されるまでのくわしい手順・経緯をみることができます。朴田古堤の手入れにも触れていますが、新田開発には、この沼の手入れ工事にもかかわったものとみられます。いま、朴田沼は満々と水をたたえて、ありし日のおもかげを偲ばせます。

『平鹿町史』は、こうした野御扶持方の新田開発について次のように結んでいます。

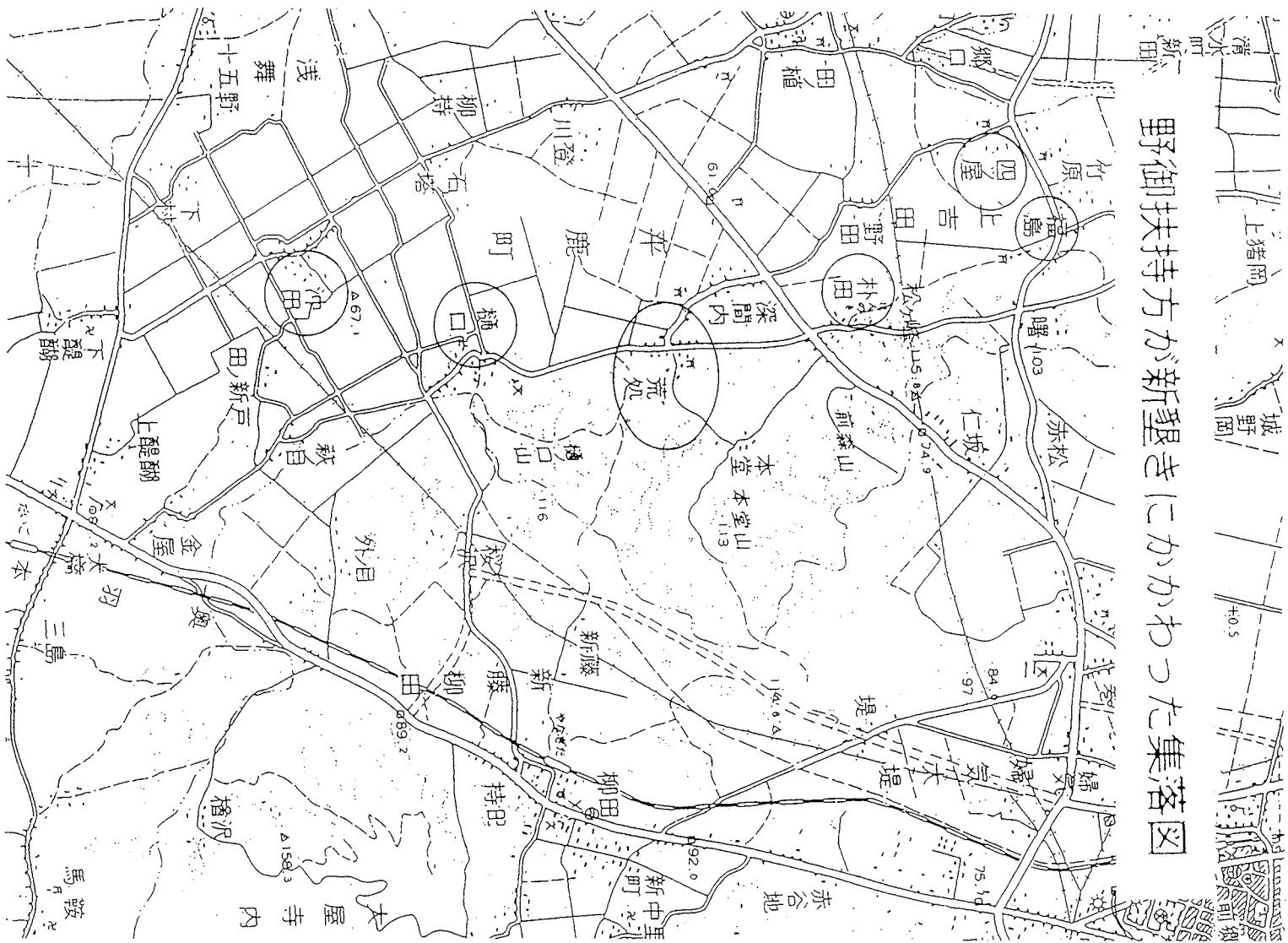
このように野御扶持衆は、領主佐竹氏への忠誠心を礎として苛酷な新田開発に次々と着手していくのである。

野御扶持衆の開墾の歴史は下樋口村の歴史上にもどうまらず、秋田県の近世における新田開発史上、特異な例として後世に受け継がれていくことだろう。

これらは、幕藩体制化における領内経営の財政の支柱となっていた「農」というものが、いかに重大であった

かを取ら得るのやはたこか。

野御扶持方が新墾きにかかわった集落図



(4) 「永苗字御免」のこと、ほか

当時のヘグリ町こそは、今日の野御扶持町で今より二百五十三年前の移住家屋三十戸なりしが、今は他に転住して残るはわずかに五戸（元の士族）うたた寂寥の感に堪えない。

この書き出しの一文は、もと野御扶持町在住の*今野茂氏が、郷土の新聞、「羽後新報」（昭和三年六月～七月連載）の、「我が野御扶持町の起源と沿革」をもとに、「横手郷土史資料第46号」に糸井藤之助氏がわかりやすく書き直しされたものです。

*＝（今野茂氏は昭和九年三月、横手尋常小学校訓導を退くと同時に、平鹿郡醍醐尋常小学校代用教員となり、樋の口分校主任として教壇に立つ。昭和十一年五月他界。）

延宝三年（一六七五）…面々屋敷を拝領の上、横手に移住す。（「圖書」）…ですから、昭和三年（一九二八）からさかのぼれば二百五十三年前となります。下樋の口から移住三十戸が今五戸のみで、「うたた寂寥（せきりょう）」（格別にものさびしい）となるともふかい感慨といえます。

ここでは、「同書」の古資料から、「永苗字御免」と、「野御扶持方」について引用し、まとめのひとつにしたいと思います。

「永苗字御免」というのは、「此の以前には苗字を称ぶる事の出来ざる境遇に置かれたるが自力開発と奉公の奇特とによって其の功として苗字即ち姓名を称ぶることを差許された：」（「同書」）とあるように、これは旧藩時代では人生一代のこの上ない名誉とされたことを示すものです。このことを示すのが次の資料、「仰せ渡され書」です（「圖書」）。

其方共先祖 於常州御足輕御奉公相勤 慶長の度御遷達
之後 御迹を奉慕 遙々御當国え被下以来 自分開発を以
て 数百年來御奉公 無滯相勤候段 奇特之事に候 依之
今般格別之儀を以て 一同永苗字被成御免候条 難有可奉
存候乍併勤之並御引立被成下候筋には無之候間 向後尚更
御奉公出精いたし 是迄通万端無之指支 相勤候儀可為專
要事

文政九年(一八二六)戌 二月七日

(太字は筆者によるもの)

太字部分を読み易くすると、「慶長の御遷封のあと、御あとを慕い奉り、はるばる秋田へ参つてから、自分物入りで数百年來の御奉公は誠に奇特のこと。この度、格別のはからいをもつて、一同に永苗字を御免なされ候」。野御扶持方のたいへんな喜びとさわぎぶりが浮かび上がります。世話役の上役へは酒二升、鰐二尾、日ごろ御力添えの旦那上遠野御隠居様と吉成御隠居様に酒三升、鰐一尾づつをお祝いとして差し上げ、それに町内では連日連夜の祝宴…といった喜びようです。「願申し上候て此の如く成就仕候は、文化十四年より文政九年めに成就仕候年數十年なり」とも「同書」にみえます。

この願い上げは十年もかかって成就したのですが、はるかさかのぼつて、「元和元年(一六一五)、下樋口村に居住して、自分物入りを以て開発に着手」(「圓書」)からは、この文政九年まで二百十一年。百年ひと昔でいえばこれは「ふた昔余」です。野御扶持方にとっての「永苗字御免」という名譽、特典は、これは特筆すべきことだったのです。

もう一つあります。「野御扶持方」という名前のことです。

これまでいろいろな呼び方をとつてきたのですが、元和の開発後、検地帳にも、「野扶持」と明記までされ、いわゆる給人格を認められに等しいものであったわけで、「御足輕」の三字は取り除いてほしいとの文政十年三月の願い上げ書に対する回答が次のように下されたのです。

野御扶持方

其方とも 名目野御扶持方 或は
野御扶持方御足輕等 区々申唱候
得共 以来は 野御扶持方と可申
唱事

亥閏六月（文政十一年二月七日）

「これまで、いろいろに呼んできたのだが、これからは『野御扶持方』とする」という役所の決定が出されたわけです。前年の「永苗字御免」についての宿願のひとつが大きく解決、それ以来は、「野御扶持方」をめぐっての書き直しのごたごたもなくなつたとされます。

ですから、これ以後の「口上書」などには、例えば文政十一年二月五日（本文は略しますが）の例では、

野御扶持方

小頭	綠川 孫左衛門
同	斎藤 惣兵衛
筆頭	今野 茂助
同	坂本 平右衛門
同	樋川 七郎左衛門
佐藤 忠蔵	

このように、ちゃんとした格付けと、苗字付きになつてているのがわかります。「小頭」（こがしら）は、組の代表・責任者でしょうし、「筆頭」（ひじょう）は、組の一一番手、準代表といったところでしょうか。

「永苗字御免」「野御扶持方」などにみられる格付けは、士分格といえるもので、さきの郷士的な存在などからは、かたちも、また名目上までも士分格そのものであるといえましょう。

さいごに、もうひとつ見ておきたいことは、「新田開発」のその後の

歩みです。同書では、「鉄砲事件」、「天保の大飢饉」などについてもくわしく取り上げてはいますが、ここでは略します。ここでは、同書にある、「野御扶持町の年表」のなかの、主に「開発」を中心みていくと次のようになります。

○野御扶持町の年表 (*後期分＝文化・文政以降)

- 文化四(一八〇七) ○五月、松前御警衛のため出陣命令に付き
町内より十一人出発（八月解除帰宅）。
- 卯五月、御弓、御鉄砲、御槍 右三業仰
せつけられる。
- 文政九(一八二六) 由緒思し召され一統へ永苗字御免仰せつけられる。
- 同 十(一八三〇) 野御扶持方と申し唱うべく仰せ渡さる。
- 同十二(一八三五) • 上吉田村津々掛野、福島野、朴田御忠進
御許可となる。
- 下樋口村弁天沼荒沼開き。
 - 天保二(一八三〇) 下り野、上吉田村三ツ屋下、四ツ屋下り
開発。
 - 同 三(一八三一) 上吉田村朴田堤上、下樋口村弁天沼上開
墾、及び熊野台堤普請。
 - 同 四(一八三二) 大飢饉の慘状実に目も当てられぬ。
 - 同 六(一八三四) 上吉田村田村堤上開発。
 - 同 八(一八三六) 右箇所残り場所開き。
 - 同 十(一八三九) 上吉田村福島谷地開発。
 - 安政二(一八五五) 村上市右衛門、神尾伊右衛門、高橋三左
衛門、佐藤半治 弓精出しに付、弦式筋
宛下さる。

野御扶持方一統二十九人大筒方仰せ渡す。
蝦夷地御警衛一ヶ年詰め仰せ渡され出向
勤務（野御扶持方八人）。

同 四(一八五七) 蝦夷地白主表半ヶ年詰め仰せ付けられ八

人出張。

慶応四(一八六八)

・戊辰の役出征方御下命。

・八月十一日、敵の火焚に掛りて町内二軒
を残して全部焼失。

明治元(一八六八)

黒沢村御境口に番兵仰せ付かる。

同 四(一八七一)

町内一統土族に召し立てられる。

(「野御扶持町の起源と沿革」より)

「年表」そのものは、野御扶持方の歩みをくわしく記述していますが、ここでは主に「開発」についての歩みをできるだけていねいに見てきました。ただ、どうしても国の内外でのうごきの変化が大きくなり、「異国船」にかかわっての、蝦夷地警備、また鉄砲・大筒調練などといったこの時代のもつ時代的不安が大きくのしかかって来ていることがわかります。

文政十二年の上吉田村つゝかけ野、福島野、朴田野の開発に当たっては、他の給人との申し紙争いまでおきてしまうなど、予期しなかった事態に巻き込まれる難儀さをもかいくぐつたいきさつは、同書にくわしい記述があります。天保大飢饉前後の上吉田村、下樋口村での年を重ねての開発開田はとどまることをしないのです。野御扶持方にとって、そのときどきの藩命による任務遂行は当然としても、開発開田を休むことしながら、その困苦・辛苦に立ち向かった団結心にはただただおどろかされるばかりです。

そして、時代はまっさかさまに戊辰の役をくぐって明治へと突き進んだわけです。明治四年(一八七一)三月、士族に召し立てられ、宿願を果たし得たと言うことでしょうが、元和元年(一六一五)申し紙押領から二百五十六年、ここに開発開田は歴史的な幕をおろしてしまったといえましょう。

①

野御扶持方の「新鑿き」について多くの紙数を割いてきたのですが、「おわりに」のこの項では、さきの「樋口村に於いて自力開拓事業に従事し、没頭すといえども、武士の血統を受けし以上…」（「野御扶持町の起源と沿革に
ついて」（金崎茂・記昭和三年）參照）とある、野御扶持方のもうひとつの側面、つまり「武士」としての精進にかかることについて、「同書」から拾つてしめくくりのひとつにしたいと思います。

（八）

我が鼻祖が秋田へ移住以来、数百年の長きにわたり、樋口村に於いて自力開拓事業に従事し、没頭すといえども、武士の血統を受けし関係上、その精神は漲り流れてしまわず、多々益々横溢さを極めたもので、何時、その変異のなかつたのを此の上なき喜びとするものである。

しかし、開墾時代にあっては困窮のドン底生活まで陥入したことも無きにしもあらずだが、各人がよく武節を重んじ、……治に居て乱を忘れぬは武士の常道、三十人は一つのサークルとなり、農閑日は言うまでもなく、毎月数回、稽古日を特設して、さかんに演武会を開くなどして武道の鼓吹に努めたものである。

……町内に会所、すなわち道場を設け、御奉公の傍ら専心斯道のために励み合い、心身の鍛練に武技の上達鍛磨に努力し、時折町内との連合会を催し、あるいは他流試合に出掛けなどして、力量の習練發揮に努め……

（八）の項はまだまだ続くのですが、「開墾時代にあっては困窮のドン底生活にまで陥ち入ったことも無きにしもあらずだが、各人がよく武

節を重んじ」…と、かなり広い田畠を売り払ってまでして、苦境をなんとか脱したことも古記録にあった通りですが、そこは野御扶持方の面目と意地と、そして根底には、「武節を重んじ」たといえるものがあったからと言えましょう。

「治に居て乱を忘れぬは武士の常道」とは、よく言われもしてきたことだったのでしょうか、「町内に会所、すなわち道場を設け」など、野御扶持方としての集団的結束の堅持、そして互いの鍛磨をめざした精進あつてのことだったといえます。

こうした精進ぶりのうちの一例ともいえるものに、文政九年正月、今野茂助・槍術出精につき、公儀より賞として銀十匁、旦那より扇子二本拝領¹の記載が「同書」にみられます。また、安政二年三月、村上・神尾・高橋・佐藤・弓出精につき、弦二筋づつ拝領¹など、野御扶持方の日頃の習練ぶりをみることができます。このほか、「鉄砲」の（二十五発残り無く星打ちの功）にみられる、全発必中の技など、野御扶持方の技能のすぐれて高かつたことにもみられるほどです。

この時代、「苗字御免」の破格の特典を得たとしても、身分としては下級士分の格付けが厳しかった野御扶持方であったのですが、集団の力による新墾きの開田成果の歴史は、それこそ、藩からの「仰被渡書」（おおせだしきしょ）の文面にみられる「奇特」の一語に尽きるといつても過言ではないでしょう。

* 註「奇特」＝特にすぐれて珍しいこと。まだ、がけや行いが優れてほめるべきものであること。殊勝。（「庄聲苑」）

その「奇特」の根底に、野御扶持方の「武節」を重んじた、もうひとつのだいじな側面を見逃すことは出来ないでしょう。武士として生きることの渴望をそこにみることが出来るからです。鍬一丁にかけた辛酸辛苦の数百年に及ぶ歴史、そして武節に見据えた武士として生きることへの渴望……野御扶持方の人たちのそこに、もうひとつ「奇特」をみるとができると言えるのではないでしょうか。

が知られていますが、現在（もと野御扶持町。現、上内町11-3）の神尾光一氏のご先祖にあたると言われます。光一氏の小さかった頃、弦の切れしまった古い弓を見たことがあったそうです。

*註＝神尾光一氏。油絵画家（もと教師。朝倉小学校校長を経て、現在、市内絵画教室、サークル等の指導者）。

神尾光一氏がずいぶんと若かった頃、上樋の口のある集落の古いりっぱな家から呼ばれて、「親方」「親方」と丁重なもてなしをうけて、たいへん感激してしまった……というお話しを聞いたことがあつたものです。この「おわりに」の項の②として、このお話しを再度お聞きしてまとめてのふたつめとします。

○神尾光一氏からの書き書き

わたしが昭和27～28年（一九五二～三）頃、醍醐小学校に転任となり、そうした数日後、授業中のわたしの教室の入り口の戸をたたく音がして、そこに見知らぬご年配の女性が立ておられました。

「神尾（かんお）先生ですか。」

「はい。」

「神尾（かんお）」と昔風な発音で呼ばれて、一瞬、なつかしさにどきりとさせられたものでした。

まず、沖田（上樋の口の一集落）の□□という家のものですが、と自己紹介をされてから（その□□という姓は、いまでは思い出せませんが）、実は、先代がなくなつて数年がたち、あしたは、その法事です。むかしから、御世話になつたわたしどもです。神尾先生に是非ともご列席くださるよう…⋮と丁重なご挨拶。

醍醐に親類などいるわけでもないし、とすれば、その昔、樋の口の新田開発に、神尾家の先祖が関係したことに違いないと、まずはていねいに謝意を表すしかなかつたわけです。

家に帰つて両親に聞いて見ると、確かにその昔、その沖田・萩ノ目あたりで神尾家の先祖が新田開発に精を出し、その折りに村の人たちの力を借り、また、「親方」の関係をもつたことがあつたという。あすの法事は、そのことと関係があるのだから不調法は出来ず、それなりのものを包んだりして準備したものでした。

当日、放課後、その家をたずねました。昔風でありながら、どこか威厳のあるりっぱな家だった記憶があります。広い部屋には、すでにかなりの人数の人が集まつておられ、わたしが案内されたのはなんと一番の上座だったのです。恐縮していると酒宴が始まり、一番上座のわたしは、誰からも、「親方」「親方」と呼ばれることに気づき、まだ年端もいかない若造のわたしは、なんか別世界にいる感じにひたらされるばかり。

次第にわかつたことは、その昔、この沖田では「親方（神尾家の先祖）にたいへん御世話をうけたこと、「親方」と「耕作者」といった関係のこと、ついぶん親身な力添えをいただいたこと……などなど、家の年寄りたちが語り伝えてきたことをこもごも述べて、神尾先生、よくお出でになつてくださいたという謝意に、時代をこえた、年代をこえた人のあつたかさにすっかり感動させられたものでした。

上樋の口にもう一軒親戚ができた感じをふかくしたものです。わたしが、確か24～25才頃のことだったよう思います。このこととさえもずいぶん昔のことになつてしましましたが……。

*お話しをお聞きした日、2008年8月10日。

野御扶持方は指し紙（新田開発許可証）の受け手であり、その給人格を持つことで、樋の口村・吉田村の新墾きの主体となつて、辛酸辛苦の三百年近い「奇特」のいとなみに汗を流し続けたといえます。野御扶持方三十人の集團的結束力にもの言わせた面も大きかつたといえましょう。

しかし、それだけでなく、地元の人たちの「耕作者」としての援助を大きく受けたことあっての開田成果といえましょう。

給人格＝「親方」、耕作者＝「名請人」「符人」といった関係が、一枚の田畠のなかで、無限のあつたかい、しかも濃密な信頼関係を消えることのない年輪として刻み込んだに違いありません。野御扶持方は、「野扶持」の「給人格」を持ちながら、しかも耕作者でもあったわけで、當々と汗ながしつづけた「親方」であつたことと共に、地元の「耕作者」とのみごとな結合の深きを、築きあげたということができましょう。

「神尾光一氏聞き書き」には、「親方」の一語が光ります。

三百年近い新墾きにかけた、人間的な濃密な関係をみごとに示す一語です。鍵一本に汗ながしあつたときの「親方」、風雲の明治をかいくぐらねばならなかつたときの「親方」、その時代・時代のいくつかの局面で、「親方」は村の人たちのなかで語り継がれていたものでしょう。

その「親方」の孫とでもいえる若い「神尾先生」をみんなが囲んで、「親方」「親方」と呼ぶさまなどまぶしいばかりのものを感じます。

荒廻の弁財天沼は、今、秋です。おだやかな陽差しのなかに、春の「沼入り梵天」の梵天が少しくたびれた格好で、沼の真ん中に立っています。そんなに大きな沼ではないのですが、沼の西側の堤防はなんとも重厚で、さすがにみごとです。その沼のほとりに制札風にした案内板が立っています。

秋田県指定無形民俗文化財

荒廻の沼入り梵天行事

昭和六三年八月一九日指定

毎年五月一日、長さ4mの杉木の先に御幣で飾った梵天を弁財天沼に奉納する祭り。白いバンツ姿になつた男達が

沼の中央に梵天を運び、支柱に付けられている控綱を引っ張って差し込む。初嫁をもらった人や厄年の人気が沼入りの資格を有し、当人が女性や老人の場合は代理をもって男性が奉納する。

菅江真澄の『雪の出羽路』によれば、横手羽黒町野御扶持（のをじ）方の斎神として弁財天（厳島神社）が荒廃に祀られており、この行事が文政年間（一八一八～二五）には既に行われていたことを図絵で記録している。

古くは新田開発祈願成就を目的とし、五穀豊饒のシンボルである米俵を神の依代である御幣を最もシンプルにしつらえており、梵天行事の原形に近いものとみることができ。戦前は、旧暦三月一七日に神輿渡御えびす俵奉納、翌一八日に沼入りが行われていた。

平成一九年三月

横手市教育委員会

この案内板にも「野御扶持方」の名が明確に述べられ、斎神弁財天が厳島神社に祀られており、沼入り梵天が文政年代にすでに行われていたことを付記しています。

沼に近く、北側の小高い山にその厳島神社があります。りっぱな石段を登りつめると、もう神社です。ゆったりとした広さを感じる境内のその一一番前に、「あ・うん」の二基の狛犬がお出迎え。そのままうしろに二基の石灯籠がでんとあって、刻まれた年代がまた古く、「奉納 文政十二年丑三月十七日」とあります。案内板にあった、沼入り梵天行事の旧暦の三月十七日と同じです。梵天行事と、弁財天神社の祭日とのふかいかかわりがしっかりと刻まれています。

この境内には杉の古木も多く、そのどれもが一抱えもありそうです。

かつての「野御扶持方」の人達は、新墾きの決意と、その達成への加護をこの神域にふかく祈ったものでしょう。沼のさざなみの音にも、また神杉を吹き抜ける風の音にも、「野御扶持方」の人達のふかい祈りをしみじみと感じてしまうばかりです。